

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

愛知医療学院短期大学附属ゆうあいリハビリクリニック・ゆうあいデイケアセンター事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 学校法人佑愛学園が開設する愛知医療学院短期大学附属ゆうあいリハビリクリニック・ゆうあいデイケアセンター(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 愛知医療学院短期大学附属ゆうあいリハビリクリニック・ゆうあいデイケアセンター
- ② 所在地 清須市一場神明前 518 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(医師と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名(管理者と兼務)
 - ・1単位目
作業療法士 1名以上
理学療法士 1名以上
看護職員 1名以上
介護職員 2名以上
 - ・2単位目
作業療法士 1名以上
理学療法士 1名以上
看護職員 1名以上
介護職員 2名以上
 - ・3単位目
作業療法士 1名以上
理学療法士 1名以上
看護職員 1名以上
介護職員 2名以上
 - ・4単位目
理学療法士 2名以上
看護職員 1名以上 あるいは介護職員 1名以上

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ③ サービス提供時間
 - ・所要時間が1時間以上2時間未満のもの
 - 1 単位目 9:10-10:30
 - 2 単位目 10:35-11:55
 - 4 単位目 13:00-14:15
 - ・所要時間が3時間以上4時間未満のもの
 - 3 単位目 13:00-16:15

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- ① 1 単位目 10 名
- ② 2 単位目 10 名
- ③ 3 単位目 20 名
- ④ 4 単位目 6 名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 機能訓練
 - ② 健康チェック
 - ③ 送迎
 - ④ リハビリマネジメント(介護給付)
 - ⑤ 運動器機能向上(介護予防)
- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅まで次の額を徴収する。
- ① 実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル未満 50円
 - ② 実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル以上 100円
- 3 おむつ代は、パンツタイプ1枚につき100円、尿取りパット1枚につき50円を徴収する。
- 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、別紙の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 11 条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3 カ月以内
- ② 継続研修 年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約等の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は学校法人佑愛学園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 12 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- ④ 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

- この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 8 月 24 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 1 年 9 月 10 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第8条に定める実施地域

市区名	地名
清須市	<p>西枇杷島町旭一丁目、西枇杷島町旭二丁目、西枇杷島町旭三丁目、西枇杷島町泉、西枇杷島町一反五畝割、西枇杷島町恵比須、西枇杷島町押花、西枇杷島町替地、西枇杷島町北大和、西枇杷島町古城一丁目、西枇杷島町五畝割、西枇杷島町小場塚、西枇杷島町城並一丁目、西枇杷島町末広、西枇杷島町住吉、西枇杷島町大黒、西枇杷島町地領、西枇杷島町地領一丁目、西枇杷島町地領二丁目、西枇杷島町七畝割、西枇杷島町花咲、西枇杷島町日の出、西枇杷島町二見、西枇杷島町弁天、西枇杷島町南大和、西枇杷島町宮前一丁目、西枇杷島町宮前二丁目、西枇杷島町養和、西枇杷島町芳野一丁目、西枇杷島町芳野二丁目、西枇杷島町芳野三丁目、枇杷島駅東一丁目</p> <p>朝日城屋敷、朝日天王、朝日五条、朝日弥生、朝日貝塚、朝日愛宕、朝日検見、一場、一場弓町、一場福島、大島一丁目、清洲、清洲田中町、清洲弁天、清洲一丁目、清洲二丁目、清洲三丁目、清洲四丁目、新清洲一丁目、新清洲二丁目、新清洲三丁目、新清洲四丁目、新清洲五丁目、新清洲六丁目、上条、上条織部、上条一丁目、上条二丁目、土田小松野、土田高島、土田北浦、土田小中畑、土田川田、土田郷上切、土田角田、土田五反地、土田郷中切、土田郷前、土田郷下切、土田一丁目、土田二丁目、土田三丁目、花水木一丁目、花水木二丁目、西市場一丁目、西市場二丁目、西市場三丁目、西市場四丁目、西市場五丁目、西市場六丁目、西田中城下、西田中長堀、西田中白山、西田中蓮池、西田中本城、西田中松本、廻間、廻間一丁目、廻間二丁目、廻間三丁目</p> <p>阿原鴨池、阿原宮東、阿原角の城、阿原八幡、阿原池之表、阿原宮前、阿原神門、阿原星の宮、上河原、助七東山中、助七五反田、助七芳花、助七美里、助七一丁目、助七二丁目、須ヶ口（1番地～372番地、989番地1～989番地40、990番地33～990番地255、1200番地17～1200番地74、1275番地7～1275番地25、1282番地1、1282番地2）、寺野、寺野元町、寺野郷前、寺野花園、寺野中園、寺野花笠、寺野美鈴、寺野池端 桃栄一丁目、鍋片一丁目、鍋片二丁目、鍋片三丁目、西須ヶ口、東須ヶ口、東外町</p> <p>春日明河原、春日一番割、春日壱屋敷、春日一本松、春日稲荷、春日杵前、春日午、春日落合、春日上川畑、春日上河原、春日上須ヶ田、春日上高畑、春日上堤ク口、春日上中割、春日河原、春日北河原、春日桑、春日郷裏、春日郷前、春日小塚西、春日小塚南、春日小松生、春日三番割、春日下河原、春日下堤ク口、春日下中割、春日定ノ割、春日城裏、春日新田畑、春日新畑、春日新堀、春日新堀北、春日新堀南、春日須ヶ田、春日須ヶ畑、春日大河戸、春日高畑、春日寺廻り、春日樋、春日西、春日中河原、春日中ノ割、春日長畑、春日仲割、春日西須ヶ畑、春日西牧前、春日西牧南、春日西余部、春日二番割、春日式屋敷、春日野方、春日八幡、春日八幡裏、春日八幡前、春日八幡南、春日東上河原、春日東小塚、春日東須ヶ畑、春日東出、春日二ツ池、春日振形、春日堀田、春日南川原、春日宮越、春日宮重、春日宮重町、春日向河原、春日焼河原、春日屋敷、春日夢の森、春日与市河原、春日四番割、春日蓮花寺前、春日県、春日石戸尻、春日一丁地、春日江先、春日鴛葬寺、春日上六反地、春日川中、春日北焼田、春日郷ヶ島、春日高札、春日五反地、春日三敷、春日三本松、春日仕合、春日下流、春日社子地、春日白弓、春日尻江、春日新田、春日新町、春日神明、春日砂賀東、春日代官田、春日竹村、春日蛸代、春日立作、春日長久寺、春日寺浦、春日天神、春日寅ヶ島、春日鳥出、春日中沼、春日中焼田、春日流、春日猫塚、春日野田町、春日富士塚、春日淵田、春日舟付、春日松原、春日南灰肥、春日焼田、春日柳先、春日四辻、春日六反地</p>
北名古屋	<p>石橋大日、石橋郷、石橋白目、石橋五反田、沖村権現、沖村沖浦、沖村佐渡、沖村西ノ川、沖村六反、沖村白弓、沖村舟附、沖村八反、沖村西ノ郷、沖村東ノ郷、沖村天花寺、沖村山ノ神、沖村蔵前、沖村井島、沖村柳原、沖村五反、沖村岡西、沖村岡、中之郷諏訪、中之郷北、中之郷南、中之郷四辻、中之郷西野、中之郷池田、中之郷天神、中之郷神明、中之郷栗島、中之郷八反、野崎乾出、野崎宮浦、野崎西出、野崎宮前、野崎八反</p>

	田、野崎梶畑、野崎城屋敷、野崎山神、野崎正光寺
名古屋市西区	野南町、城西町、城町、浮野町、西原町、中沼町、上橋町、平中町、十方町、長先町、見寄町、木前町、山木、新木町、丸野
稲沢市	奥田酒伊町、奥田町、日下部北町1丁目、日下部北町2丁目、日下部北町3丁目、日下部北町4丁目、日下部北町5丁目、日下部西町1丁目、日下部西町2丁目、日下部中町1丁目、日下部中町2丁目、日下部中町3丁目、日下部中町4丁目、日下部中町5丁目、日下部中町6丁目、日下部中町7丁目、日下部東町1丁目、日下部東町2丁目、日下部東町3丁目、日下部花ノ木町、日下部南町1丁目、日下部南町2丁目、日下部南町3丁目、日下部南町4丁目、日下部松野町3丁目、日下部町、六角堂西町1丁目、六角堂西町2丁目、六角堂西町3丁目、六角堂西町4丁目、六角堂西町5丁目、六角堂東町1丁目、六角堂東町2丁目、六角堂東町3丁目、六角堂東町4丁目、六角堂東町5丁目、北市場町、北市場本町1丁目、北市場本町2丁目、北市場本町3丁目、北市場本町4丁目、北市場西町、北市場南町